

基幹型臨床研修病院の指定取消しの取扱いについて

【施行通知（抜粋）】

○基幹型臨床研修病院とみなされた単独型臨床研修病院又は管理型臨床研修病院が、基幹型臨床研修病院の指定の基準を満たさない場合にあっては、地域の実情や研修医の受入実績等を十分に考慮して、指定の取消しを行うか否かを定めるものであること。

次の①～③のいずれかに該当する場合は、平成22年度末まで指定を継続する。

- ① 過去3年間（平成19、20、21年度）で研修医の受入実績がある。（研修中断者の受け入れを含む。）
- ② 平成21年度研修医の募集において希望者（平成20年度マッチングによるマッチ者を基本とし、2次募集分も含む。）の実績がある。
- ③ 募集定員が都道府県の上限を超えない場合であって、都道府県から指定継続の要望がある。

（参 考 : 基幹型臨床研修病院の指定基準 ）

- ① 救急医療を提供している。
- ② 入院患者の数について年間3000人以上。
- ③ 臨床病理検討会（CPC）を適切に開催している。
- ④ 研修医5人に対して指導医が1人以上配置されている 等